平成２２年（フ）第１１９号
福岡市南区大楠３―７―24―203
債務者　扇　　俊二
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２１号
福岡県宗像市自由ヶ丘11丁目22番地１自由ヶ丘ヒルズ・桜502号
債務者　釜瀬ゆかり（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４０号
福岡県大野城市中央２丁目３番１号
債務者　山田トシ子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５８号
福岡市中央区六本松２丁目２番６―707号
債務者　小山　龍美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７３号
福岡市城南区金山団地２番109号
債務者　中ノ子笑子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８２号
福岡市博多区竹下５丁目26番23―107号
債務者　栗崎　直子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８６号
福岡市南区高木２丁目14番40号
債務者　中島　文也
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８７号
福岡市南区高木２丁目14番40号
債務者　中島　信子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８８号
福岡市博多区東雲町１丁目３番12―108号
債務者　横田　幸晴
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０３号
福岡県古賀市薦野1130番地１
債務者　池田　　巧
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１８号
福岡市博多区青木１丁目14番３―203号
債務者　天津とく江
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２１号
福岡市南区三宅２丁目４番35号
債務者　井上　　弘
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒194番地６
債務者　朝吹恵利子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４１号
福岡県春日市若葉台西１丁目12番地若葉台白水ビル405号
債務者　石田美智子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５１号
福岡市中央区地行１丁目12番28号
債務者　吉田　武史
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５３号
福岡市博多区吉塚２丁目20番43号
債務者　藤井　朝子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６０号
福岡県古賀市青柳833番地
債務者　山口こと　金　　良子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７０号
福岡県福津市内殿1478番地
債務者　安藤　哲子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部